

家族経営協定書

(目的)

第1条 この協定書は、甲 豊川一郎、乙 豊川花子、丙 豊川次郎 及び丁 豊川和子 が、相互に責任ある経営への参画を通じて、近代的な農業経営を確立するとともに、健康で明るい家庭の建設を目的とする。

(経営計画の策定)

第2条 甲、乙、丙及び丁は協議の上、今後の資金計画、作付計画、施設の導入、就業条件の改善等を内容とする長期農業経営改善計画及び毎年の具体的事項を内容とする年度別経営計画を作成する。

(経営の役割分担)

第3条 経営の部門のうち、ほ場管理に係るものについては丙及び丁が、ほ場管理以外に係るものについては甲及び乙が主体となり、他の2者との相談の上行うものとする。

(また、簿記記帳については丙が、労働日誌の記帳については丁が行うものとする。)

(収益分配)

第4条 農業経営から生じた収益について、下記の額を毎月15日に甲、乙、丙及び丁の個人名義の口座へ振り込むものとする。

甲 30 万円 乙 15 万円 丙 6 万円 丁 5 万円

また、収益が予想を上回った場合は、賞与として甲、乙、丙及び丁で協議の上定めた額を臨時に振り込むことができるものとする。

なお、分配額については、農業収益、従事する労働内容等を勘案し、毎年1回見直しを行うものとする。

(就業条件)

第5条 就業条件は次のとおりとする。

1日の労働時間は、甲及び丙は8時間、乙及び丁は6時間を原則とし、農作業の繁閑により甲、乙、丙及び丁で協議の上延長または短縮する。

休日は、甲、乙、丙及び丁各々原則として月8回とするが、農作業の繁閑、健康状態、他の仕事への従事状況を踏まえ、甲、乙、丙及び丁で協議の上変更できるものとする。

また、正月、盆等の休日については、甲、乙、丙及び丁で協議の上定めるものとする。

(将来の経営移譲)

第6条 甲及び乙が有する経営権は、将来、甲及び乙の合意に基づき丙及び丁に移譲する。移譲の時期及び方法は、丙及び丁の意向を踏まえながら甲及び乙が十分協議の上定めるものとする。

(その他)

第7条 この協定書に規定されている以外の事項で、決定すべき事項が生じた場合は、その都度甲、乙、丙及び丁で協議の上決定するとともに、必要に応じて立会人に相談の上改訂を行う。

(付則)

この協定書は、平成 年 月 日より実施する。

この協定書の有効期限は、実施の日より 2 年間とし、当事者から申し立てがない限り自動的に更新されるものとする。

この協定書は、5通作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人が各1通を保有する。

平成 年 月 日

住所 豊川市 町 番地

甲 豊川 一郎 印

乙 豊川 花子 印

丙 豊川 次郎 印

丁 豊川 和子 印

立会人 豊川市農業委員会会長 豊川 太郎 印